

マイナンバーカードのオンライン申請への移行について（お知らせ）

- 国外転出者向けマイナンバーカードの申請が、5月下旬からオンライン申請に変わります。
- マイナンバーカードの交付手続は引き続き当館の領事窓口で行いますが、領事窓口での申請受付（一部申請を除く。※下記参照）は、オンライン化に伴い、原則として終了となります。
- 申請手続のオンライン化により、従来より受取までの期間の短縮が見込まれます。

1. オンライン申請への移行について

国外転出者を対象とするマイナンバーカードの申請（新規交付及び有効期限の更新等）については、5月下旬から全面的にオンライン申請へ移行します。これまでは在外公館窓口を経由した申請を受け付けておりましたが、今後は申請者が市区町村及びJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に対し、直接オンラインで申請する方式へ変更となります。

2. 運用開始日及び申請手続の詳細について

運用開始日時、申請に関する御案内（申請サイトの URL 等）及び対象となる申請手続の詳細については、準備が整い次第、別途お知らせいたします。

なお、オンライン申請への移行により、在外公館窓口で受領した申請書類を国内市区町村へ輸送する手続が不要となるため、申請から交付までの期間の短縮が見込まれます。

3. 在外公館窓口での申請受付の終了について

オンライン申請の開始後は、在外公館窓口における申請受付をオンライン申請開始日の前日をもって原則として終了します。以後は、オンラインにより申請を行い、在外公館窓口又は国内市区町村窓口においてカードを受け取る方式により運用します。

（注）暗証番号のロック解除・再設定など、マイナンバーカードの現物を要する手続については、引き続き窓口での対応を受け付けます。

4. お問い合わせ先について

オンライン申請に関するお問い合わせ（申請サイトの利用方法等）については、当該サイトを運営する J-LIS が対応する予定です。お問い合わせ方法の詳細については、運用開始のお知らせとともに、後日改めて御案内いたします。

5. 申請を御予定の方へ

近くマイナンバーカードの申請を御予定の方は、4月下旬以降に在外公館窓口にて申請された場合、申請書類の国際間輸送に要する時間を考慮すると、オンライン申請の開始を待つから申請されたほうが、早くカードを受け取ることができます。申請の時期について十分御考慮の上、手続を御検討くださいますようお願いいたします。